

建設工事の総合評価落札方式における現場代理人 の実績評価について

総合評価落札方式における配置予定技術者の施工経験や工事成績に係る評価は、過去に従事した工事のうち監理技術者又は主任技術者としての経験を優位に評価してきましたが、現場代理人の経験であっても配置予定技術者の資格を満たす場合は、監理（主任）技術者での経験と同様に評価することとしましたのでお知らせします。

（措置概要）

- 同種工事の施工経験において優位に評価する役職は「監理技術者又は主任技術者」としていましたが、これに「現場代理人」を加えることとします。
- 工事成績の評価は、過去において、「監理技術者又は主任技術者」として従事した工事の工事成績を評価することとしていましたが、「現場代理人」として従事した工事の工事成績も評価に加えることとします。

適用時期

平成27年度以降に入札公告に付す建設工事から適用します。

その他

詳細については、各工事の「入札公告」及び「入札説明書」をご覧ください。